

新潟市財務部契約課

官製談合事件を受けた契約制度及び入札事務の見直しについて

この度の官製談合事件を受け、その再発防止のため、市の各課で行っている業務委託契約を中心に、入札事務の実施体制や最低制限価格の設定方法等について、下記のとおり見直しを行います。

1 入札事務等の見直し

(1) 指名業者の入れ替え徹底

○毎年、同種の業務を委託する等、継続性のある契約案件については、市内業者優先の原則を維持しつつ、入札の際の指名業者を、毎回、原則1者以上入れ替えます。

- ・指名業者を固定した場合、談合や職員と業者の癒着が懸念されることから、定期的な入れ替えを徹底します。

(2) 業務担当職員と入札事務担当職員の分離

○業務担当職員から、指名業者の選定、予定価格及び最低制限価格の決定等、入札に関する事務を切り離し、別に配置する入札事務担当職員が行います。

- ・業者との接点が多い業務担当職員が、入札に係る機密情報を保有することは、不正のリスクを高める要因となるため、入札事務担当職員を配置し、適切な役割分担を行います。

(3) 予定価格書及び関係書類・データの厳重保管

○予定価格書の作成後は、直ちに封緘し、入札直前まで鍵付きの保管庫で保管します。
○予定価格及び最低制限価格の算出の基になる資料（設計・積算資料等）についても、同様に、入札直前まで、鍵付きの保管庫で保管します。
○入札に関するデータファイルを、課の共有フォルダに保存する場合は、必ず、暗号化を実施（パスワードを設定）します。

- ・情報漏洩の防止の観点から、入札に係る情報は、最小限度の人数で管理するとともに、情報管理の徹底を行い、漏洩が困難な仕組みとします。

2 最低制限価格の設定方法の見直し

○業務委託契約に係る最低制限価格については、開札時にランダム係数を求め、従来の最低制限価格（最低制限基本価格）に乗じて設定します。

- ・最低制限価格を開札時に決定することで、入札前に推察できない仕組みとします。

【算定式】

最低制限基本価格（非公表）×ランダム係数（1～1.02）＝最低制限価格（円未満切捨て）

ランダム係数の設定方法

- ① 予定価格決定権者（課長等）は、入札前に、予定価格書に任意の番号（決定権者番号）を記載し、即座に封緘します。
- ② 入札参加業者は、入札時にくじを引き、業者毎にくじ番号を決定します。
- ③ 入札事務担当職員は、開札時に予定価格書を開封し、決定権者番号及び全業者のくじ番号を合計のうえ、あらかじめ市で設定したランダム係数表にあてはめ、ランダム係数（1～1.02）を決定します。

【実施時期】

令和3年度契約分から実施

3 予定価格及び最低制限価格に係る入札後の公表の見直し

○業務委託契約のすべての案件で、予定価格及び最低制限価格とも事後公表します。

- ・業務委託契約は、再現性のある事案（事後の契約において予定価格等を類推させる恐れがある案件）であっても、完全に同一の条件で実施されることは少ないことから、公表により、入札及び契約に関する透明性を確保します。

【実施時期】

令和3年度契約分から実施

問い合わせ先

新潟市財務部契約課 担当 伊藤

電話：025-226-2211（直通）

E-mail：keiyaku@city.niigata.lg.jp